

こ保運第 1420 号
令和 4 年 12 月 26 日

各保育・教育施設設置者 様
施設長・園長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について

日ごろから、本市保育・教育行政に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり国より事務連絡が発出されましたので、周知いたします。

各保育・教育施設において、事故発生の防止のためのマニュアル（指針）の整備等を行っていただいているところですが、令和 5 年 4 月 1 日より安全に関する事項についての計画を策定することが義務付けられます。

つきましては、国通知を、確認していただき、令和 5 年 4 月 1 日に向けて、安全に関する事項についての計画の策定をお願いします。

<添付資料>

- ・国通知 「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

担当：野村、泊ヶ山

電 話 045-671-3564

メール kd-uneishidou@city.yokohama.jp